

個人番号カード（写）等貼付台紙

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金給付申請のため、保護者等の個人番号を
名分提出します。

・個人番号カードの写し等を貼り付けた上で記載してください。

※郵送で書類を提出する場合（主に県外の高等学校に在籍している場合）は本人確認書類も添付。（貼付けせず同封でも可）

学校	学校名		課程（該当に○）
			全日・定時・通信
生徒	ふりがな		
	氏名		
保護者等	個人番号	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="font-weight: bold; font-size: 1.2em;">保護者等の 個人番号カード（裏面）等の 写し 貼付欄</p> <p style="font-weight: bold;">個人番号が記載されている面を上にして 貼り付けてください。</p> <p>《通知カードは原則として使用できません。》 ただし、注②に該当する場合は使用できます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="font-weight: bold; font-size: 1.2em;">保護者等の 本人確認書類貼付欄</p> <p>（裏面への貼付あるいは貼付けず封筒に同封でも可） ※郵送で申請する場合は必須※</p> </div>	
	氏名		
	生年月日		
	年 月 日		
	（生徒を基準とした）続柄		
父・母・その他（ ）	<p>※本人確認書類とは ・個人番号カード（表面）・運転免許証・運転経歴証明書・旅券 ・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳 等</p> <p>ただし、上記書類（写し）の提出が難しい場合は 下記書類を2点提出してください。</p> <p>公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、 官公署から発行された氏名+生年月日または氏名+住所が記載された書類</p>		
保護者等	個人番号	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="font-weight: bold; font-size: 1.2em;">保護者等の 個人番号カード（裏面）等の 写し 貼付欄</p> <p style="font-weight: bold;">個人番号が記載されている面を上にして 貼り付けてください。</p> <p>《通知カードは原則として使用できません。》 ただし、注②に該当する場合は使用できます。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="font-weight: bold; font-size: 1.2em;">保護者等の 本人確認書類貼付欄</p> <p>（裏面への貼付あるいは貼付けず封筒に同封でも可） ※郵送で申請する場合は必須※</p> </div>	
	氏名		
	生年月日		
	年 月 日		
	（生徒を基準とした）続柄		
父・母・その他（ ）	<p>※本人確認書類とは ・個人番号カード（表面）・運転免許証・運転経歴証明書・旅券 ・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳 等</p> <p>ただし、上記書類（写し）の提出が難しい場合は 下記書類を2点提出してください。</p> <p>公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、 官公署から発行された氏名+生年月日または氏名+住所が記載された書類</p>		
備考			

注① 個人番号カード、通知カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し
又は住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。

注② 通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載
事項に変更がない場合、又は、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続
が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

※学校（県）受付日 令和 年 月 日 （保護者記載不要）